

「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出時期について

はじめに

平成 15 年度の税制改正で、課税事業者の範囲が「基準期間の課税売上高が 1,000 万円超(改正前は 3,000 万円超)の事業者」に拡大されました。この改正により 140 万の事業者が新たに課税事業者になったといわれています。適用時期については、平成 16 年 4 月 1 日以後に開始される事業年度から、個人事業者でいうと平成 17 年分からとなっています。

ところで、この改正により新たに課税事業者となり、簡易課税制度を選択したい場合には「消費税簡易課税制度選択届出書」を一定の期間内に提出しなければならないこととなっていますが、この届出書の提出時期については以下のような経過措置が設けられています。

1. 簡易課税制度

簡易課税制度とは、基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の事業者について、課税売上高をもとに簡単に消費税額を計算することができる制度で、以下の算式により消費税を計算します。

$$\text{消費税額} = \text{課税売上に係る消費税} \times (1 - \text{みなし仕入率})$$

* みなし仕入率は業種に応じて適用されます。ちなみに不動産賃貸業の場合は 50%となっています

注意点!

簡易課税制度を選択していると、大修繕や建物の新規取得などで課税仕入れが通年より多い場合に還付等を受けることができません。

簡易課税制度を選択すると 2 年以上継続して適用した後でなければやめることができません。

簡易課税制度の選択に当たっては、上記のような注意点がありますので、事前に当方または専門家にご相談ください。

2. 簡易課税制度選択届出書の提出期限

簡易課税制度の適用を受けるためには、「消費税簡易課税制度選択届出書」を適用を受けようとする課税期間開始の日の前日までに提出しなければならないこととなっていますが、税制改正に伴い以下のような経過措置が設けられています。

<経過措置>

平成 16 年 4 月 1 日以後最初に開始する課税期間から新たに課税事業者となる場合には、その課税期間中(個人事業者であれば平成 17 年 12 月 31 日まで)に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

また、この経過措置の適用がある事業者は、平成 16 年 4 月 1 日以後最初に開始する課税期間終了の日まで(個人事業者であれば平成 17 年 12 月 31 日まで)であれば「消費税簡易課税制度選択届出書」を取り下げることができます。

名南税理士法人

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮二丁目 6 番 7 号

<http://www.meinan.net/>